
令和4年 第4回 高千穂町議会定例会会議録(第5日)

令和4年12月6日(火曜日)

議事日程(第5号)

令和4年12月6日 午後1時30分開議

- 日程第1 議案第65号 高千穂町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第66号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第4 議案第68号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第70号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第71号 高千穂町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第7 議案第72号 高千穂町個人情報保護審査会条例の制定について
- 日程第8 議案第73号 高千穂町原油・原材料高対策利子補給金基金条例の制定について
- 日程第9 議案第74号 高千穂町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第75号 高千穂町興梠功育英資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第11 議案第82号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第12 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第13 議員派遣について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第65号 高千穂町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第2 議案第66号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第67号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備について
- 日程第4 議案第68号 高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第70号 高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第71号 高千穂町個人情報保護法施行条例の制定について
- 日程第7 議案第72号 高千穂町個人情報保護審査会条例の制定について

- 日程第8 議案第73号 高千穂町原油・原材料高対策利子補給金基金条例の制定について
- 日程第9 議案第74号 高千穂町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第75号 高千穂町興梠功育英資金貸付基金条例の一部改正について
- 日程第11 議案第82号 西臼杵広域行政事務組合規約の変更について
- 日程第12 閉会中の継続調査の申し出について
- 日程第13 議員派遣について

出席議員（13名）

1 番 藤田 利廣議員	2 番 田中 義了議員
3 番 佐藤さつき議員	5 番 板倉 哲男議員
6 番 磯貝 助夫議員	7 番 本願 和茂議員
8 番 中島 早苗議員	9 番 馬原 英治議員
10 番 坂本 弘明議員	11 番 工藤 博志議員
12 番 富高健一郎議員	13 番 富高 友子議員
14 番 佐藤 定信議員	

欠席議員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 須藤 浩文	書記 南條 良夫
----------	----------

説明のため出席した者の職氏名

町長	甲斐 宗之	副町長	藤本 昭人
教育長	戸敷 二郎	総務課長	有藤 寿満
財政課長	興梠 貴俊	総合政策課長	戸高 雄司
税務課長	林 謙一	町民生活課長補佐	伊藤 徳子
企画観光課長	安在 浩	福祉保険課長	霜見 勉
農林振興課長兼農業委員会事務局長			佐藤 峰史
建設課長	甲斐 徹	会計管理者	飯干 美恵
病院事務長	綾 浩樹		
保健福祉総合センター事務長			興梠 晶彦
上下水道課長	湯川 哲		

教育委員会次長兼教育総務課長 山下 正弘
監査委員 中尾 清美

午後 1 時 30 分開議

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 皆様、こんにちは。

開会前にお知らせします。町民生活課の甲斐課長が欠席しておりますので、伊藤課長補佐が出席しております。

また、農地整備課長は新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者に当たるため、欠席しております。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御着席ください。

○議長（坂本 弘明議員） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1. 議案第 6 5 号

日程第 2. 議案第 6 6 号

日程第 3. 議案第 6 7 号

日程第 4. 議案第 6 8 号

日程第 5. 議案第 7 0 号

日程第 6. 議案第 7 1 号

日程第 7. 議案第 7 2 号

日程第 8. 議案第 7 3 号

日程第 9. 議案第 7 4 号

○議長（坂本 弘明議員） 初めに、日程第 1、議案第 6 5 号から日程第 9、議案第 7 4 号の議案 9 件について、総務産業常任委員長の報告を求めます。委員長、板倉哲男議員、登壇願います。

○総務産業常任委員長（板倉 哲男議員） 令和 4 年第 4 回高千穂町議会定例会本会議 2 日目に総務産業常任委員会へ付託されました議案 9 件について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第 4 1 条の規定によりその経過と結果を報告いたします。

審査は、11 月 28 日、29 日に主管課長及び担当職員出席の下、行いました。

初めに、議案第 6 5 号高千穂町職員の定年等に関する条例の一部改正についてです。

今回の改正は、令和3年6月の地方公務員法改正に伴うものです。

主な改正の内容は、1点目として、定年年齢の引上げで、令和5年度から職員の定年年齢を現行の60歳から2年ごとに1歳ずつ段階的に引き上げ、令和13年度以降は65歳とするものです。

2点目として、役職定年制度の導入で管理職の上限年齢を60歳と定めるものです。

3点目として、60歳に達した職員の給料月額が60歳定年前の7割水準とするものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、定年を延長するかどうかは選択できるのか。

答弁、選択できます。そのため、60歳で退職するかどうか1年前頃に希望を取ることになります。

質疑、退職金は60歳のときにもらうのか。あるいは、延長後にもらうのか。

答弁、定年を延長した場合の退職金は、60歳ではなく、実際に退職したときに退職金をもらうことになります。

質疑、定年が延長され、かつ、新規も採用していくと思うが、職員数は増えるのか。

答弁、定年を延長した人の分も新規で採用するということにはならないと思うので、職員数が増えるということにはならないのではないかと思います。

以上で、質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

委員会の意見として、医師の定年は以前から65歳であるが、医師不足の現状を考えると医師の定年をさらに引き上げる必要があるのではないかと思います。現在、西臼杵郡3公立病院の統合について準備を進めていますが、その中で、医師の定年年齢の引上げについても検討を進めていただきたいと思います。

次に、議案第66号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてです。

この条例は定年年齢引上げに関連して高齢者部分休業についての必要な事項を定めるもので、高齢者部分休業とは55歳以上の高齢職員が加齢による身体的な事情への対応などで公務に支障がない場合に限り勤務時間を減らしながら定年まで勤務することを承認できる制度のことです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、今回の条例制定の背景は。

答弁、国家公務員については既にこの制度が始まっており、地方公務員についても準用するべきと考えるためです。

質疑、部分休業した場合、給与はどうなるのか。

答弁、部分休業した時間分だけ減給となります。ボーナスについても同様です。

以上で、質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

委員会の意見として、腰が痛くて長時間座るのがつらいなど、身体的な事情がある職員にとって、とてもいい制度だと思います。制度を利用する希望者がいれば、本人の意思を尊重していただきたいと思います。

次に、議案第67号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についてです。

本案は、定年年齢引上げなどの地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、高千穂町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例など、関係する8条例の一部改正と高千穂町職員の再任用に関する条例の廃止を行うものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、再任用に関する条例の廃止ということだが、現在の再任用職員の方は来年度以降はどういった身分になるのか。

答弁、定年前再任用短時間勤務職員という名称に変更となります。

質疑、名称が変わるだけで、今と同じ制度は続くということか。

答弁、基本的には同じですが、勤務時間を短くできる場合もあることなどが今と異なります。

以上で、質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第68号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についてです。

今回の改正は、令和4年度の人事院勧告に基づく改正です。

改正内容は、1点目として、民間給与との較差0.23%を埋めるため、初任給及び若年層の給料月額を引き上げます。例えば、行政職の高卒初任給で4,000円、大卒初任給で3,000円を引き上げます。

2点目として、ボーナスの年間の支給月数を職員で0.1月分、再任用職員で0.05月分を引き上げます。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、給料月額の引上げについては、初任給と若年層のみが対象で、ボーナスの引上げは全員が対象ということでしょうか。

答弁、そのとおりです。

質疑、ラスパイレス指数の現状は。

答弁、令和3年4月時点で98.1%で、傾向としては減少傾向にあります。

以上で、質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

委員会の意見として、人事院勧告に基づく増加改定とはいえ、長期化するコロナ禍や物価の高騰、台風14号による被災など、町内の実情を考えると手放しでは受け入れられない部分もあります。しかし、町が先頭となり、若年層の支援をしないことには本町の未来はありません。職員の皆様におかれましては、町民の負託に応えるべく、誠心誠意、職務に専念していただきたいと思います。

次に、議案第75号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてです。

今回の改正は、令和4年度の人事院勧告に基づく改正で、年間のボーナスを3.25月から3.3月に改めるものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、ここ数年は引下げが続いたが、今回は何年ぶりの引上げか。

答弁、3年ぶりです。

質疑、人事院勧告はどのような調査方法に基づくものか。

答弁、全国の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所の中から1万1,800社45万人を対象に月例給とボーナスを調査し、国家公務員と比較しています。

以上で、質疑を終了しました。

討論では、反対の立場から次のような意見がありました。

反対の理由として、1点目にコロナ禍が既に3年にわたって続いており、今後、第8波の懸念もあり、景気の回復を実感している町民は少ないこと。

2点目に、原油物価の高騰が続いており、町内の農業、商工業など、多くの産業に影響が出ていること。

3点目に、台風14号からの復旧・復興のめどがまだついていないことです。

以上のことから、町民に寄り添うべき議員のボーナスの引上げは見送るべきだと思います。

採決の結果、全員反対で否決すべきものと決しました。

委員会の意見として、本案のような重要な議案については、時間をかけて慎重に審議をするべきであると考えられるため、事案を上程すべきかどうかという点から協議ができればなおよかったと思います。今後は、重要な議案については早い段階で執行と議会で協議できる体制を要望いたします。

次に、議案第71号高千穂町個人情報保護法施行条例の制定についてです。

個人情報の保護に関する法律の一部改正が行われたことに伴い、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3法を1つの法律に統合するとともに、地方公

共団体の個人情報保護制度についても全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護審査会に一元化するものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、どのようなケースを扱うのか。

答弁、例えば、公文書の開示請求があった場合、規則に従って開示しますが、開示した公文書に黒塗りが多く、これは開示に当たらないとして不服を申し立てられた場合、審査会を開き、どこまで黒塗りを外すかについて協議するなどが考えられます。

以上で、質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第72号高千穂町個人情報保護審査会条例の制定についてです。

この条例の制定は、議案第71号高千穂町個人情報保護法施行条例の第4条の規定に伴い、高千穂町個人情報保護審査会を設置するためのもので、審査会の設置の目的、委員の任期、審査会の調査権限などについて規定するものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、どのような人が委員に委嘱されるのか。

答弁、行政相談委員や固定資産評価審査委員といった専門的知識を持った方に委嘱することになると思います。

以上で、質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号高千穂町原油・原材料高対策利子補給金基金条例の制定についてです。

本案は、原油・原材料の価格高騰による影響を受けた町内中小企業者の事業資金調達の円滑化及び経営安定化を図るため、宮崎県中小企業融資制度の原油・原材料高対策特別貸付の利用者に対して、町がその利子補給を3年間行うこととしており、来年度以降の利子補給額を基金として積み立てるための条例制定です。融資は既に行われており、町内の10事業者が融資を受けています。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、融資を受けているのはどのような業種か。

答弁、自動車整備業や建設業、建築業、飲食業、運送業、小売業などです。

質疑、利子補給のサイクルはどのようにになっているのか。

答弁、制度上、利子の計算は年度ではなく、1月から12月の暦年のサイクルとなっているため、10月、11月、12月分の利子補給は年度内の3月までに、1月、2月、3月分の利子補給から来年度に補助します。

以上で、質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第74号高千穂町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてです。

この改正は、下水道事業特別会計を令和5年4月1日より公営企業会計方式への移行を予定していることに伴い、関係する条例9件の改正と条例1件の廃止を行うものです。

以上の説明を受け、質疑に移りました。

質疑、企業会計に移行することのメリットは。

答弁、下水1立米を処理するための原価を正確に出せるようになり、それを基に料金が適正かどうか判断できるようになります。また、下水道事業についての交付金をもらう条件として企業会計であることがあります。

質疑、現在の下水道事業特別会計は、一般会計からの繰入金に頼っている部分がある。一方で、企業会計は独立採算が原則だと聞く。企業会計に移行後は一般会計からの繰入れはどうなるのか。

答弁、現在は起債の償還について繰入金に頼っている。企業会計に移行後も繰入れができないわけではなく、起債の償還について繰入金に頼る形は変わらない。

以上で、質疑を終了しました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で原案どおり可決すべきものと決しました。

委員会の意見として、下水道事業は町民の生活に必要な不可欠の事業である。将来にわたって安定的に事業を継続するために、10年、20年といった長期的な視野で計画的な経営に取り組むことを要望いたします。

以上、総務産業常任委員会に付託されました議案9件の審査報告といたします。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、総務産業常任委員長報告は終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

これより議案第65号高千穂町職員の定年等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第65号に対する委員長報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第65号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第65号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第66号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第66号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第66号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第67号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第67号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第67号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号高千穂町職員の給与に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第68号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第68号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立多数であります。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号高千穂町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

まず、委員長報告は否決の報告でありましたので、原案に対する賛成者の発言を許します。討論はありませんか。田中義了議員の登壇を許します。

○議員（2番 田中 義了議員） まず、最初に69号の町長の関係の法案が撤回されたのに驚いております。というのは、この給与関係の法案の理由が「人勧による」だけの説明なんです。

しかし、現在、12月2日の国会の補正予算では賃上げ促進のための中小企業支援に7,800円の補正予算が組まれております。中小企業だけじゃなくて、ほかの業種にもいろんな手当がしてあるんじゃないかと思います。国がこぞって賃上げを要求しております。大企業にも中小企業にも。そういう時代が……。時代というよりも人勧自体が8月か9月頃の時点なんです。

それ以降、10月は生活品目4,000品目ぐらいの中で3,000品目が値上げされたという話も聞いております。そして、来年2月にはまた値上げが予定されているそうです。しかも、ウクライナ侵攻の影響でエネルギー政策、あるいは、食料の問題、いろんなところに影響が及んでおり、それも長期化するんじゃないかと思われております。

昔、インフレ時代を経験した私にとって、昔は20%や30%の値上げの時代があったんです。それも賃上げが、遅れ遅れで、1年遅れぐらいでついていくわけです。したがって、今回もインフレ傾向は続くんだろうなと思います。

なぜ町長や町議の報酬が上がらないんでしょうか。上げたらいけないんでしょうか。報酬は皆さんの知っているとおり、普通の公務員の給与と違って、報酬一本なんです。住居手当も出ません。マイカーで通勤しても通勤手当も出ません。遠いところから来る人はガソリン代を使ってでも来ております。それに対しての手当はありません。そういう生活、町費であります。一町民であり一国民なんです。そういう人のための賃上げですね。

人勧でというよりも世の中の移り変わりで私は必要じゃないかと。人勧、人勧と言って今まで地方公務員も見習って上げてきましたが、もうそれよりも超えて急速な時間の流れの中で賃上げをするところも多くなりました。一時金を出すところも多くなりました。間に合わない、給与アップが。それで一時金で手当てをしております。

そういう最近の時代の流れが速くなっております。そういう時代です。なぜ町長の報酬のあれを認めなかったのか、撤回されたのかも私は不思議なんです。まして、町議はなかなか成り手が無いと言われております。国会で審議されております。そういう時代なんです。

たまたま町長選が近いからといって取り下げたみたいなことを言う人もおりますが、私は間違っていると思います。今の日本の経済状態からいって上げるべきではないかというふうに思っておりますので、賛成のほうに回りました。皆さん、よろしくお願いいたします。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、原案に対する反対者の発言を許します。工藤博志議員の登壇を許します。

○議員（１１番 工藤 博志議員） 議案７０号町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、議案に反対の立場から討論します。

今回の改正は、民間給料と国家公務員の給料に較差が発生したため、人事院勧告により地方公務員にも給料の引上げがあり、それに準じて、特別職の報酬が引き上げられるものであります。

国の調査では、中小企業に景気回復の兆しがあり、公務員との較差が生じたと発表しつつ、一方では、中小企業に賃上げを促すため、７，８００億円の補正予算を計上するという真逆の政策であります。

地方自治体、本町の現状を見たとき、１、新型コロナウイルス感染症が発生以来３年が経過しています。いまだ終息のめどは立たず、第８波の恐怖にさらされ、安心・安全な生活を取り戻せていない上、景気回復を実感している住民は多くはありません。

２、ロシアのウクライナ侵攻から１０か月が経過していますが、終戦や停戦の兆しは見えてこない中、その間に物流は滞り、農林業をはじめ、商工業など、あらゆる産業に原油・原材料物価高騰が影響し、住民の暮らしは不安でいっぱいであります。

３、平成１７年の激甚災害以来の大型台風１４号は多大な被害をもたらし、住民生活や生産意欲まで失いかけています。複数年かかる復旧・復興のめどは立っていない状況下であります。

こういう厳しい状況が続いている中、我々議員は選挙によって選任された住民全体の代表者であり奉仕者であるという本質を考えたとき、この現状を的確に把握し、住民の立場に立って判断することが最も重要なことと考えます。よって、今回の条例改正には反対し、若干の浄財ではありますが、住民の福祉・行政サービスに活用できたらと考えます。

以上のことから、議員各位の御理解と賢明な判断を期待して反対討論といたします。

総務産業常任委員会、工藤博志。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、賛成者の発言を許します。富高 友子議員の登壇を許します。

○議員（１３番 富高 友子議員） 議案７０号に賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど反対の立場で意見を述べられましたことは十分理解した上での討論といたします。急な出番になりました。先ほど決まりましたので、ちゃんとした意見が言えるかどうか心配ですが、心広く聞いていただきたいと思います。

物価高の折に私たちも毎日買物に行っておりますが、今年のように物価が高いのを感じたこと

はありません。議員をさせていただきまして20年過ぎましたけれども、報酬のアップは少なく、今回、3年ぶりに一時金が上がるということで私は皆さんに賛成をしていただきたいと思っておりました。

一時金ではありますが、やはり少しでものアップを私は後につなげていきたいと思っております。報酬もそうです。報酬も一時アップが途切れますと次の年にはまたそのままで過ぎていきますので、やはり積み重ねが大事じゃないかなと感じております。

人事院勧告は、民間企業、中小企業、いろんな会社の平均を取って人事院が調べられて、不公平がないよう、公平に定められた金額を提示しております。これを私は受け入れたいと思っております。

町民の中には、議員を選びたくてもなかなか成り手がいない。そして、若い人は子供も育てられない、議員だけでは。やはり兼業農家をしたり商売をしたりしながらしないと、子供も学校には、大学も進学となると特にですが、今の報酬では到底育てていかれません。町民の中には、報酬を上げてでも議員を増やす、出る人を探したい、出ていただきたいという方も、全員ではありませんが、いらっしゃいます。

そういう中に、今回の一時金ではありますが、やはり上げてそのまま賛成をしたいと思っております。上げるときには上げていただいて、下げるときには下げていただく。そして、据置きの場合はそのまま受け入れるという気持ちを持って今までは受け入れてきました。特別な事情がない限り、私はこのまま受け入れるべきだと思っております。

若い人たちが、今後、町議になりたい、議員をやりたい、町民のために頑張りたいと、そう思われるような、子供も安心して育てて学校に行かせてあげるような、議員の報酬がどんどん上がっていくことを願って、賛成討論といたします。どうぞ御理解いただきたいと思います。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、反対者の発言を許します。佐藤定信議員、登壇を許します。

○議員（14番 佐藤 定信議員） 賛成する考えも理解できる面もあるわけですが、近年のこの厳しい状況を考えますときに、今回は、今は上げるべき状況ではないと私は思います。

先ほどのとおり、私たち住民から選ばれた、選挙で選ばれた住民代表の議員であります。私もそうありますが、皆さん方もそれなりの覚悟を持って出られたものだと思います。

したがって、第一に住民の皆様方の立場に立って、その考え、思いを酌み取って対処していくことが私は最良の方法ではないかと考えております。

○議長（坂本 弘明議員） 次に、賛成者の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 発言がなければ、これで討論を終わります。

これより、採決を行います。議案第70号に対する委員長の報告は否決すべきものと決した旨

の報告でありました。

よって、議案第70号は原案について採決します。

議案第70号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立少数であります。したがって、議案第70号は否決されました。

次に、議案第71号高千穂町個人情報保護法施行条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第71号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第71号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第68号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号高千穂町個人情報保護審査会条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第72号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第72号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第72号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号高千穂町原油・原材料高対策利子補給金基金条例の制定についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第73号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第73号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第 7 3 号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 4 号高千穂町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第 7 4 号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第 7 4 号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第 7 4 号は委員長報告のとおり可決されました。

ここで、午後 2 時 2 5 分まで休憩します。

午後 2 時15分休憩

.....

午後 2 時23分再開

○議長（坂本 弘明議員） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

.....

日程第 1 0. 議案第 7 5 号

日程第 1 1. 議案第 8 2 号

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 1 0、議案第 7 5 号及び日程第 1 1、議案第 8 2 号の 2 件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

委員長、磯貝助夫議員、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（磯貝 助夫議員） 第 4 回高千穂町議会定例会において、文教厚生常任委員会に付託された教育委員会所管 1 件、総務課所管 1 件、計 2 件の議案について審査を終了しましたので、高千穂町議会会議規則第 4 1 条の規定により、下記のとおり報告いたします。

教育委員会所管。

議案第 7 5 号高千穂町興梶功育英資金貸付基金条例の一部改正について。

本町育英資金の貸与のうち、興梶功育英資金貸付基金からの貸与において、高千穂町育英資金貸与条例の返還免除規定に該当した場合、返還を免除された額は基金が減少することから、貸付原資として基金を維持するため、その減少部分について予算の定める範囲で基金に積立てができ

るようにするための改正ですと説明を受け、質疑に移りました。

質疑、興梠功氏が寄附されたのはいつ頃か。

答弁、平成19年から21年にかけて3,024万円を御寄附いただいた。

質疑、免除申請に該当する方は何名いるのか。

答弁、今年度は1名、昨年度は2名であった。昨年度の2名のうち1名は町外に転居されたため、転居から償還が始まっている。今年度1名の方が引き続き免除申請をする場合は令和7年度まで免除申請されることになる。

質疑、貸付けをする際の基準はあるのか。

答弁、その年により一般会計による育英基金とするのか、興梠功基金にするのかは教育委員会が判断するが、興梠功基金は大学生のみに貸付けをすることになっている。申請が多い場合は、大学生分を興梠功基金から貸付けをする年もある。また、今後、償還中の方が町内に帰ってきて、免除申請をした場合は、原資が目減りすると考えられる。

質疑、貸付けをしない年もあるのか。

答弁、毎年、貸付けをしている。来年度の申請で大学生がいる場合には、興梠功基金から貸付けをしようと思っている。

委員会からは、興梠功氏の御厚意に感謝し、本基金の存続と有効活用を要望しました。また、現在の育英基金制度では、貸付額が町外進学者に比して町内進学者の方が低い。高千穂高校存続、人口流出を防ぐためにも、町内に残る学生の貸付額のアップが必要ではないかとの意見もありました。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

議案第82号西臼杵広域行政事務組合規約の変更について。

西臼杵3町において、長期的な医療提供体制と地域完結型医療体制を整備し、安定的な経営基盤を構築するため、3公立病院の機能再編と一部事務組合化による経営統合を行う。この経営統合については、令和6年4月を目標としているが、令和5年度から現在の統合再編準備室を先行して一部事務組合へ移行し、経営統合に向けた準備を進めるため、西臼杵広域行政事務組合規約第3条第5号に組合の共同処理をする事務として「西臼杵郡内公立病院の統合再編業務に関すること」を追加し、別表第2において、令和5年度の「公共病院統合再編費用の各所分担を均等割」とする規定を追加したと説明を受け、質疑に移りました。

質疑、公立病院統合再編費が均等割であるが、今後も同じか。

答弁、基準……。

訂正。

準備段階では、各町のメリットが見えないことから均等割にした。翌年度以降は病院の規模や

人口規模による各町のメリットが変わってくるので、比率が採用されると思われる。

質疑、医師の派遣を常々要望しているが、県の対応は。

答弁、自治医科大卒の先生が十数名おられる中で、4名の先生を本町に派遣していただいているのはそういう働きかけによることも考えられる。今後も、医師確保に対応が必要になる。

質疑、統合による本町病院の収益はどうなる。

答弁、許可病床数の変更後、入院稼働率などが上がれば収益は上がると思われるが、他の病院などで稼働率を含め収益が下がれば、その分の補填はしなければならない。

委員会からは、西臼杵広域行政事務組合への移行については、3町の認識の統一を図り、6年度の経営統合に向けて万全を期するよう要望をした。

討論なく、採決の結果、全員賛成で可決すべきものと決しました。

文教厚生常任会委員長、磯貝助夫。

○議長（坂本 弘明議員） 以上で、文教厚生常任委員長の報告が終わりました。

これから、ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 質疑なしと認めます。

これより議案第75号高千穂町興梠功育英資金貸付基金条例の一部改正についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第75号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第75号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第75号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号西臼杵広域行政事務組合同規約の変更についての討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。議案第82号に対する委員長の報告は原案のとおり可決すべきものと決した旨の報告でありました。

よって、議案第82号について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（坂本 弘明議員） 起立全員であります。したがって、議案第 8 2 号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 1 2. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程第 1 2、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会、公立病院の広域医療等に関する特別委員会、九州中央自動車道整備促進対策特別委員会、各委員長から会議規則第 7 5 条の規定に基づき閉会中の継続調査申出書が議長に提出されています。

ここでお諮りします。委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第 1 3. 議員派遣について

○議長（坂本 弘明議員） 次に、日程 1 3、議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第 1 2 9 条第 1 項の規定に基づき、お手元に配付したとおり議員を派遣することにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（坂本 弘明議員） 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定しました。

ここで、町長から挨拶があります。

○町長（甲斐 宗之町長） 令和 4 年第 4 回高千穂町議会定例会の閉会に当たりまして、一言、お礼の御挨拶を申し上げます。

去る 1 1 月 2 4 日に開会を頂きました本定例会におきましては、昨日、取り下げさせていただきました案件を含め、承認 2 件、条例案件 1 1 件、各会計補正予算 6 件、その他 1 件の合計 2 0 件の重要案件について 1 3 日間にわたりまして御審議を頂き、誠にありがとうございました。

本議会におきましても、まさに、今、本町が直面する様々な課題について多様な視点からの御質問あるいは御提言を頂き、新年度予算編成を含め、今後の具体的な方策につながる建設的な議論を交わすことができましたこと、大変ありがたく感じた次第でございます。

今後とも、町民目線に立った行政運営に取り組み、子供からお年寄りまでに優しいまちづくり、全ての世代が地域に自信と誇りを持ち、安全・安心に暮らしていける持続的なまちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

さて、いよいよ年末も大詰めとなりまして、令和4年も残すところあとわずかとなりました。

今年は、コロナで2年遅れた開催でありましたが、念願の町制施行100周年記念式典も開催することができ、今後、さらに力強く発展を遂げていくための新たなスタートを切ることができたと考えております。

10月の全国和牛能力共進会での高千穂牛の活躍は地域に自信と元気を与えてくれました。

一方で、台風14号による甚大な災害が発生いたしました。職員一丸となりまして全力で一日も早い復旧に取り組んでまいりたいと思います。

また、この3年ほどになりますけれども、新型コロナの影響が続いております。来る2023年はぜひとも新型コロナの終息を願いたいというふうに存じます。

結びに、議員各位におかれましては、寒さも厳しさを増し、年の瀬の慌ただしい時期ともなりますので、体調管理には十分御留意の上、御自愛を頂きながら、本町発展のため引き続き御尽力また御協力を賜りますようお願いを申し上げます、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（坂本 弘明議員） 閉会に当たりまして、一言、御挨拶申し上げます。

12月24日から本日までの13日間、議員各位におかれましては、熱心に御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。また、町長をはじめ執行部の皆様には懇切丁寧な答弁を頂き、心からお礼を申し上げます。

今年一年を振り返りますと、新型コロナウイルス感染症の影響もありますが、徐々に各種行事等も開催され始め、人と人とのつながりの大切さを感じているところであります。

台風14号からの復旧をはじめ、本町を取り巻く情勢と経済は非常に厳しい状況にありますが、議員各位並びに執行部各位ともに、町政活性・発展になお一層の御尽力をお願いいたします。

来る年が、高千穂町、そして皆様にとってすばらしい一年となりますことを御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

----- . ----- . -----

○議長（坂本 弘明議員） 本日の日程は全て終了しました。

以上で、令和4年第4回高千穂町議会定例会を閉会します。

○事務局長（須藤 浩文事務局長） 御起立をお願いします。一同、礼。

〔起立・礼〕

午後2時40分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員